

租税特別措置等に係る政策評価の点検結果

平成 23 年 11 月

総務省行政評価局

はじめに

平成22年度税制改正大綱（平成21年12月22日閣議決定。以下「22年度大綱」という。）では、租税特別措置について「抜本的な見直し」を行い、見直しに関しては「政策評価を厳格に行う」とされたほか、22年度大綱の別紙1「租税特別措置の見直しに関する基本方針」の別添「政策税制措置の見直しの指針（「6つのテスト」）」では、「政策評価法に基づく所管官庁の事後評価等において、税収減を是認するような有効性（費用対効果）が客観的に確認されているか」とされた。

これらのことから、平成22年5月に、行政機関が行う政策の評価に関する法律施行令（平成13年政令第323号。以下「評価法施行令」という。）が改正され、各府省が法人税、法人住民税又は法人事業税に係る租税特別措置等（国税における租税特別措置及び地方税における税負担軽減措置等のうち、特定の行政目的の実現のために税負担の軽減・繰延べを行うものをいう。以下同じ。）の新設に係る政策を決定しようとする場合及び既存の租税特別措置等の内容の拡充又は期限の延長に係る政策を決定しようとする場合に事前評価の実施が義務付けられるなど、租税特別措置等に係る政策評価が制度化された。

総務省は、各府省とは異なる評価専担組織として、行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成13年法律第86号。以下「評価法」という。）第12条第2項において、各府省の政策評価の実施状況を踏まえ、「政策評価の客観的かつ厳格な実施を担保するための評価」を行うこととされており、これまでも各府省の政策評価について点検活動を行ってきた。租税特別措置等に係る各府省の政策評価についても、平成22年から点検活動を行っており、今回2回目を迎える。

租税特別措置等に係る政策評価は税制改正作業への有用な情報提供や各府省の検討作業に活用されるものであり、総務省による点検は、各府省により行われた租税特別措置等に係る政策評価が、評価に求められる一定水準に達しているかどうかの観点から実施した。

本報告は、平成24年度の当初税制改正要望に際し、総務大臣に送付された租税特別措置等に係る政策評価の評価書165件についての点検結果^(注)を取りまとめたものである。

（注）租税特別措置等に係る政策評価として送付された評価書を点検対象としており、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）又は地方税法（昭和25年法律第226号）以外の法律に規定される税制上の措置に係るものも含まれる。また、政策評価の対象となった租税特別措置等そのものの是非について点検を行ったものではない。